

名古屋都市計画安松地区計画(あま市決定)

| | | | |
|-----------------|-------------|---|---|
| 名 称 | | 七宝町安松地区計画 | |
| 位 置 | | あま市七宝町安松 寺浦、上屋敷、中屋敷、下屋敷、瀬木戸、小新田、壱本木、西高御堂、東高御堂、南辻田、北辻田、生岡、縣、小新田本町、十二丁目、十三丁目、十四丁目及び八丁目の一部 | |
| 面 積 | | 約 22.7 ha | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | | 本地区は、七宝町の中心的な位置にあり公共施設が集まっている地区である。将来、無秩序な市街地形成が予想されることから秩序ある市街地に計画的に誘導し良好な市街地形成を図ることを本地区計画の目標とする。 |
| | 土地利用の方針 | | 低層住宅地区については、工場・店舗等を規制し、既存の戸建住宅を中心とした良好な環境の維持、向上を図る。沿道地区については地域住民の生活に密着した商業施設地区として沿道の活性化を図る。公共施設地区については、工場・店舗等を規制し、公共施設地区としての良好な環境の維持、向上を図る。 |
| | 地区施設の整備方針 | | 既存集落内道路の拡幅整備を図ると共に、土地改良事業により整備された所についても、新設区画道路の整備を行うこととし、その維持保全に努めるものとする。 |
| | 建築物等の整備方針 | | 良好な住宅街区とするため、建築物の高さ制限、用途制限、敷地面積の最低限度、かき又はさくの構造の制限を行い、ゆとりをもった良好な住宅環境の形成とその維持保全を図る。 |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | 道 路 | 道路1号 幅員 6 m 延長 約 77 m 道路2号 幅員 6 m 延長 約 220 m 道路3号 幅員 6 m 延長 約 85 m |

| | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|---|---|---|
| 地 区 整 備 計 画 | 地区の区分 | 区分 の 名称 | 低層住宅地区 | 沿道地区 | 公共施設地区 |
| | | 面積 | 約16.9ha | 約3.7ha | 約2.1ha |
| | 建築物等 に 関 する 事 項 | 建築物の 用途の 制限 | 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1.工場 2.店舗 3.住宅で、事務所・店舗・その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3に掲げる兼用住宅に適合しない建築物 4.公衆浴場 | 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1.工場 2.公衆浴場 | 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1.工場 2.店舗 3.公衆浴場 |
| | | 敷地面積 の 最低限度 | 160㎡ | | |
| | | 建築物の 高さの 最高限度 | 12m | | |
| | | かき又は さくの構 造の制限 | かき又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄柵等これらに類するものとし、ブロック塀これらに類するもので設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これらに類するもので、高さが60cm以下のもの又は、門柱にあってはこの限りでない。 | | |

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」